

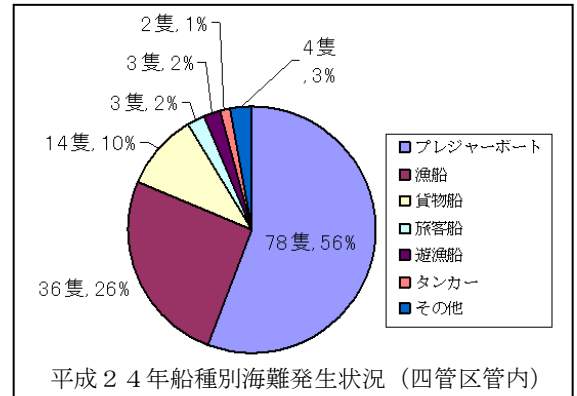
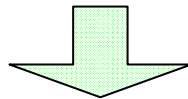
問い合わせ先
海上保安庁第四管区海上保安本部
交通部安全課長 安達 裕司（内線2620）
TEL052-661-1611



小型船にもAISを！！

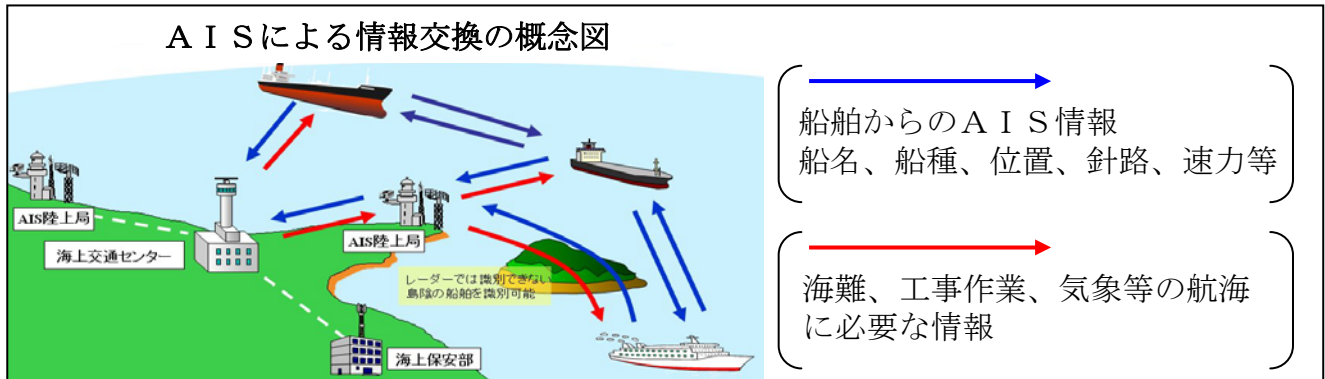
～漁船やプレジャーボートへのAISの普及を促進しています～

第四管区海上保安本部管内（愛知県・三重県）の海難隻数は、140隻（平成24年）であり、船種別の内訳を見るとプレジャーボートや漁船等の小型船舶の隻数が8割を超え、衝突や乗揚げ海難が多く発生しています。



小型船の衝突・乗揚げ海難防止には、AISが有効！

AISとは



AIS（船舶自動識別装置、Automatic Identification System）とは、船舶の船名、船種、位置、針路等を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶同士及び船舶と陸上との間で情報の交換を行うシステムです。

・AISと簡易型AIS

AIS・・・国際条約、船舶安全法等により、総トン数500トン以上の船舶等に搭載及び使用が義務化

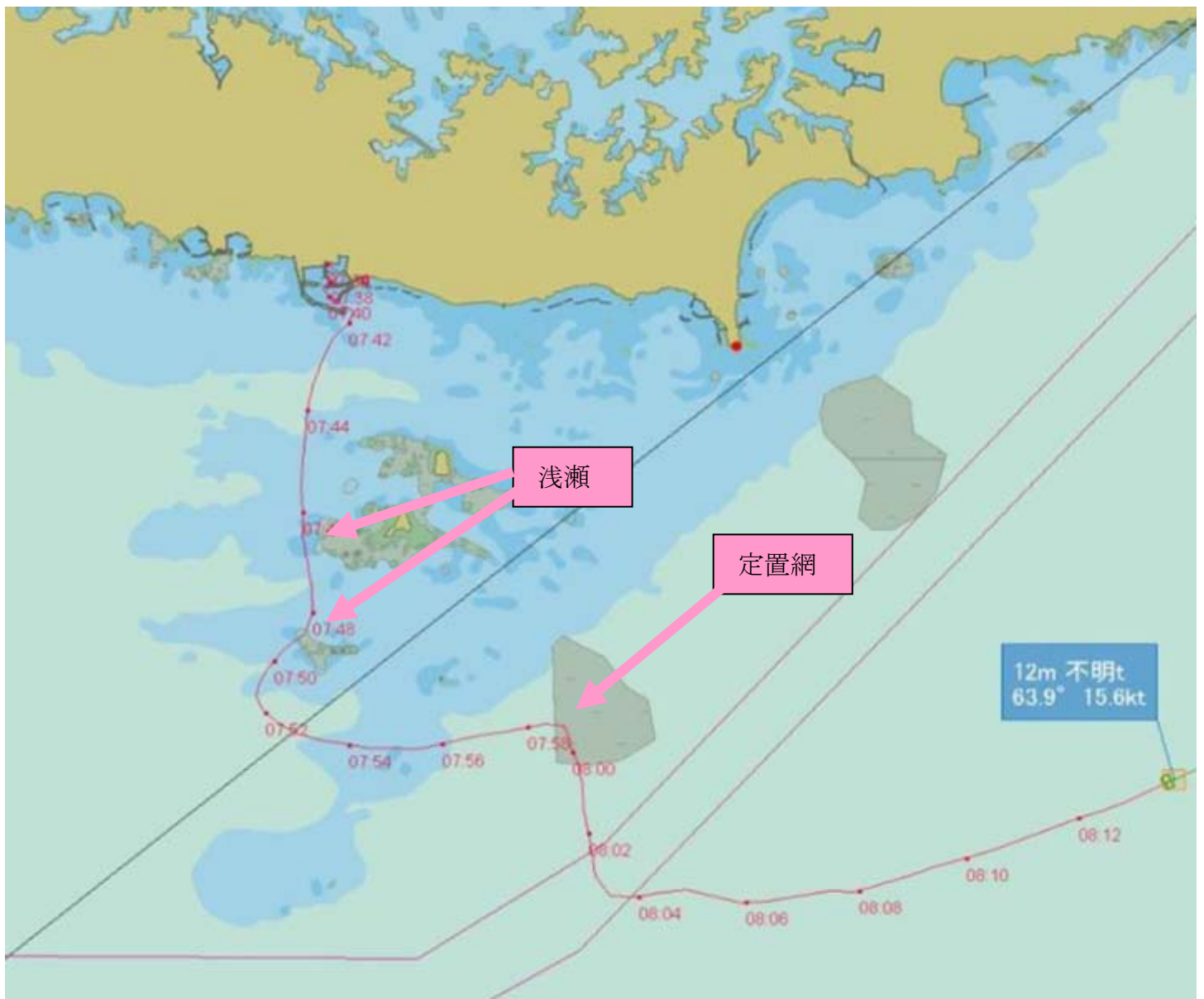
簡易型AIS・・・搭載義務船舶以外の船舶が任意で搭載・使用、AISに比べ安価、無線従事者資格が不要（出力が小さい）、送受信できる情報がAISに比べ少ない

AIS（簡易AIS）の特徴

- ①夜間、荒天時、島影や遠方で直接見通すことのできない船舶の位置等を相互に確認が可能
- ②他船の速度、進路等の確認が可能
- ③表示装置によっては、衝突等の危険に対する警報が可能等

船舶への情報提供、注意喚起を行い、衝突や乗揚げ海難を未然防止！！

A I S を搭載した小型船乗揚げ回避事例



平成25年11月上旬、三重県南部の港を出港した簡易型AISを搭載していた小型船が、浅瀬に接近した後、定置網の中央を横切る針路をとっていた。

海上交通センターの運用管制官がこの危険な状況を認知し、定置網の情報を小型船へ情報提供したところ、小型船船長は定置網の手前で変針し、乗揚げ海難を未然に回避することができた。